

2019年6月25日

2019年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成30年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表1のとおり、契約件数3,362件、契約金額1,173億円である。また、競争性のある契約は1,859件(55.3%)、659億円(56.2%)、競争性のない随意契約は1,503件(44.7%)、514億円(43.8%)となっている。

競争性のない随意契約について、平成30年度は、平成29年度と比較して件数・金額ともに減少している(件数は7.3%の減、金額は30.7%の減)。減少の要因は、平成30年度が機構の中長期計画初年度であり、競争性のある複数年度の大型の契約が多かったためと考えられる。

調達全体のうち競争性のない随意契約が占める割合は、件数・金額ともに減少している(件数は3.3%の減、金額は12.5%の減)。

表1：平成30年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(32.7%) 1,105	(16.5%) 217	(35.2%) 1,182	(34.6%) 406	(7.0%) 77	(87.1%) 189
企画競争・公募	(19.3%) 654	(27.2%) 359	(20.1%) 677	(21.6%) 254	(3.5%) 23	(△29.2%) △105
競争性のある契約(小計)	(52.0%) 1,759	(43.7%) 575	(55.3%) 1,859	(56.2%) 659	(5.7%) 100	(14.6%) 84
競争性のない随意契約	(48.0%) 1,622	(56.3%) 742	(44.7%) 1,503	(43.8%) 514	(△7.3%) △119	(△30.7%) △228
合計	(100%) 3,381	(100%) 1,318	(100%) 3,362	(100%) 1,173	(△0.6%) △19	(△11.0%) △145

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

(2) 機構における平成30年度の一者応札・応募状況は、表2のとおり、契約件数は1,130件(61.7%)、契約金額は349億円(53.8%)である。

一者応札・応募について、平成 30 年度は、平成 29 年度と比較して件数・金額ともに増加している(件数は 5.1%の増、金額は 82.7%の増)。

競争契約のうち一者応札・応募が占める割合は、件数が減少し、金額が増加している(件数は 1.5%の減、金額は 18.0%の増)。件数割合の減少の要因は、中長期計画の初年度であることに伴い、維持的契約(特に運用業務、支援業務、保守等)が増加し、複数応札数が増加したためと考えられる。

表 2：平成 30 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：億円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減
2者以上	件数	626 (36.8%)	701 (38.3%)	75 (12.0%)
	金額	343 (64.2%)	300 (46.2%)	△43 (△12.5%)
1者以下	件数	1,075 (63.2%)	1,130 (61.7%)	55 (5.1%)
	金額	191 (35.8%)	349 (53.8%)	158 (82.7%)
合計	件数	1,701 (100%)	1,831 (100%)	130 (7.6%)
	金額	535 (100%)	649 (100%)	114 (21.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記 1.の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

(1) 随意契約及び一者応札・応募に関する取組内容

機構における調達には、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、それでも随意契約とせざるを得ない場合は、随意契約基準に基づき、適切に判断の上、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超え随意契約によらざるを得ない調達については、引き続き 2019 年度も、機構内に設置している契約審査委員会等において随意契約の適正性を審査するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後点検を行う。

一者応札・応募については、改善策を継続的に講じてきた結果としての近年の状況(ほぼ横ばい)も踏まえ、大幅な増加とならないよう引き続き適正な調達に取り組む。複数者による価格競争を促進するための改善策を継続する。(入札参加要件の緩和についてはより一層進める)

【評価指標：一者応札・応募について改善策を継続（入札参加要件の緩和についてはより一層進める）したか】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組内容

① 一括調達・単価契約の対象の拡大

- 物品・役務等について一括調達の利用を検討し、業務・経費の合理化に努める。

【評価指標：対象範囲の拡大を検討】

② 共同調達の検討

- 共同調達によるメリットが得られる可能性のある案件について各機関に働きかけ具体的な検討を行う。

【評価指標：共同調達案件の導入可能性検討】

(3) 調達の合理化に資する取組の一環として、平成 29 年度からプロジェクト業務において実施している調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着に取り組む。

(4) 我が国の宇宙航空政策の目標達成に向けた合理的な調達とともに、国際競争力強化につながるような効果的な調達が求められていることを踏まえ、JAXA の契約相手方の国際市場でのシェア獲得・拡大を目指し、我が国企業の国際競争力強化に資する調達手法等の調査検討を行う。2018 年度に行った低軌道商業化を目指した新規プロジェクトに必要となる調達手法検討を踏まえ、今年度の取組みとして、新たな事業開拓を目指す企業との契約において、国際競争力強化につながる効果的な調達について検討を進める。

【評価指標：具体的案件における調査結果を踏まえた調達手続等の検討】

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう知見共有化の研修を行う。
- 少額随意契約基準を超えない随意契約案件は、伝票決裁時にチェックリスト

を活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする。

- 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。

(3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達合理性について事後的な確認を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達業務を担当する理事を総括責任者とし、調達部として調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募となっている契約、2か年度連続で一者応札・応募案件となっている契約について事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上